

かながわ観光連携エリアに係る繁体字圏向けプロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

かながわ観光連携エリアに係る繁体字圏向けプロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

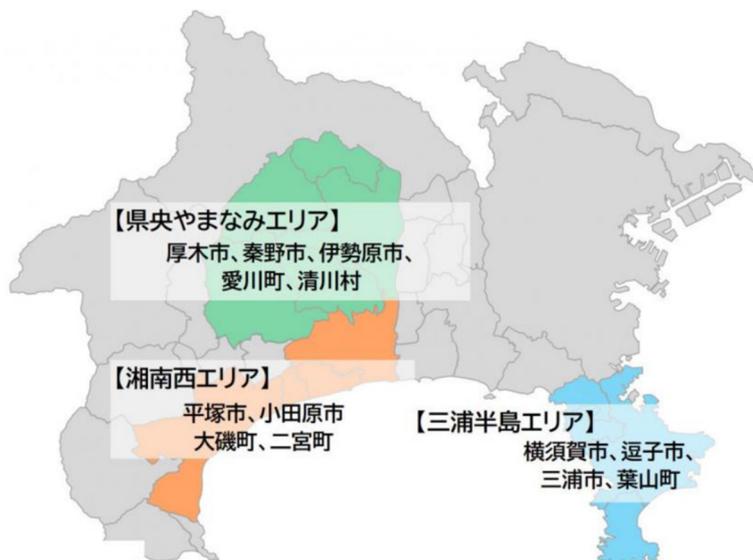
3 事業目的

神奈川県では、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ、国際観光地の創出に向け、観光の核づくり地域（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）を認定し、令和5年度までの約10年間にわたり各地域が主体的に行う取組を支援してきた。令和6年度からは、核づくり地域と周辺地域が連携した「かながわ観光連携エリア（※）」を形成し、エリアとして周遊を促進する取組を実施することでエリアとしてのブランド力向上や受入環境整備などを推進し、国内外から多くの観光客が訪れる魅力ある観光地域となることを目指している。

ついでには、繁体字圏の訪日リピーター層をターゲットに、「東京の近郊にありながらも東京とは異なる魅力を体験できるエリア」として各連携エリアが持つ魅力を訴求し、来訪意欲を喚起することを目的に、繁体字圏の訪日リピーター層に対して影響力を持つメディアを活用したプロモーション業務を実施する。

【※ 連携エリア 各エリアの名称及び構成市町村】

- 三浦半島エリア
横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
- 県央やまなみエリア
厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村
- 湘南西エリア
平塚市、小田原市、大磯町、二宮町



4 各連携エリアの想定ターゲット層

(1) 三浦半島エリア

日本に複数回訪れたことがあり、次の訪日旅行では、東京近郊でこれまで訪れたことがないエリアに訪問をしてみたい。その地域ならではの食を楽しむことや、SNSに投稿できるような景観や自然を楽しむことが旅の目的となっている層。

(2) 県央やまなみエリア

日本に複数回訪れたことがあり、次の訪日旅行では、東京近郊でこれまで訪れたことがないエリアに訪問してみたい。SNSに投稿できるような景観や自然を楽しむことが旅の目的となっており、温泉や地域ならではの食も楽しみたいと考える層。

(3) 湘南西エリア

日本に複数回訪れたことがあり、次の訪日旅行では、東京近郊でこれまで訪れたことがないエリアに訪問してみたい。外国人観光客があまり多くなく、日本の歴史や文化が感じられて、地域ならではの食も楽しみたいと考える層。

5 業務内容

(1) 繁体字圏の訪日リピーター層に影響力を持つメディアへの記事掲載

各連携エリアにおいてそれぞれ現地取材を実施し、繁体字圏の訪日リピーター層に影響力を持つメディアにおいて、各連携エリアでの楽しみ方を訴求する特集記事を掲載すること。

ア メディアの選定について

繁体字圏の訪日リピーター層に対して影響力を有し、訪日旅行時の旅行先を選ぶ際の情報源として活用されていて、繁体字圏の旅行者のニーズに合わせた適切な情報発信を実施できる信頼性の高いメディアを選定すること。

イ ライターの選定について

繁体字圏の訪日旅行者のニーズを理解するとともに、旅行者目線で見した場合の各エリアの魅力抽出し、各エリアへの来訪意欲を喚起する記事を制作することができるライターを選定すること。

ウ メディアにおける特集記事の掲載箇所について

特集記事の掲載が開始された後の一定期間は、当該メディアのサイトトップページなどメディア閲覧者の目に留まりやすい箇所に記事を掲載すること。

エ 特集記事へのアクセス数を増加させるための取組について

ウェブサイトの記事を掲載する場合は、当該記事へのアクセスへと導く導線をサイト内に複数設けるとともに、必要に応じて、サイト外から当該記事への流入を図るためのオンライン広告配信を実施すること。

(2) 繁体字圏の訪日リピーター層に影響力を持つメディアへの動画掲載

5(1)に関連して、繁体字圏の訪日リピーター層に影響力を持つメディアにおいて、各連携エリアでの楽しみ方を訴求する動画を制作し、掲載すること。

ア メディアの選定について

繁体字圏の訪日リピーター層に対して影響力を有し、訪日旅行時の旅行先を選ぶ際の

情報源として活用されていて、繁体字圏の旅行者のニーズに合わせた適切な情報発信を実施できる信頼性の高いメディアを選定すること。

イ クリエイターの選定について

繁体字圏の訪日旅行者のニーズを理解するとともに、旅行者目線で見した場合の各エリアの魅力抽出し、各エリアへの来訪意欲を喚起する動画を制作することができるクリエイターを選定すること。

ウ 動画の視聴回数を増加させるための取組について

必要に応じて、当該動画の視聴回数を増加させるためのオンライン広告配信を実施すること。

(3) 取材実施後のフィードバックの実施

各連携エリアに関する今後のインバウンド誘客施策の参考とするため、各取材スポットの推奨度（メディアとしてどれくらい推奨したいスポットか）に関するアンケート調査に回答するとともに、取材時に気づいた各連携エリアの観光地としての魅力や課題などに関するフィードバックを発注者に対して実施すること。

6 効果測定

カスタマージャーニーマップ（旅行者が実際に旅行先に訪れるまでの行動）を踏まえ、プロモーションを実施したことによって認知度と興味喚起度がどの程度向上したのかを測定するための指標を下記の通り設定し、効果を測定すること。

(1) 認知度の向上を測る指標

特集記事のアクセス数や動画の再生回数など、繁体字圏の訪日旅行関心層にどの程度閲覧されたのかに関連する数値目標を設定し、効果を測定すること。

(2) 興味喚起度の向上を測る指標

記事の平均滞在時間や動画に対する高評価数やコメント数など、閲覧者のエンゲージメントに関連する数値目標を設定し、効果を測定すること。

7 再委託の禁止

業務遂行に関しては、原則として再委託を行わないこととし、再委託が必要な場合は事前に発注者の承諾を得ること。

8 制作物に関する権利の帰属

本委託業務で制作・収集した記事・写真・動画については、原則として、公益社団法人神奈川県観光協会あてに二次利用可能な形式でデータ提供し、神奈川県観光協会が二次利用することを了承すること。受注者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

(1) 本委託業務においては、著作権の取り扱いに十分に注意すること。

(2) 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受注者が負うものとする。

- (3) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来に渡り行使しないこと。また、受注者は本委託業務の制作に関与した者に対して著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約すること。
- (4) 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (5) キャスティングした出演者等との契約によって掲載期間が制限される場合においても、掲載日から少なくとも2年間は当該メディアにおいて掲載を行うこととする。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

9 留意事項

- (1) 受注者は、業務を進めるに当たり、発注者と緊密に連携し、詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し、作業を進めること。この場合に、疑義が生じた際は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、発注者の求めに従い、逐次、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。
- (3) 受注者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に発注者と協議の上決定すること。
- (4) 本業務の実施において個人情報を扱うに当たっては、別添「個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。
- (5) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受注者の責任において、掲載内容の修正や再投稿等の必要な措置を講じること。

10 成果物の提出

(1) 提出物

本業務で実施した現地取材の内容や、制作した記事・動画の内容、効果測定の結果について記載すること。様式は任意とするが、必要事項について簡潔明瞭に記載し、ページ数が大冊としないようにすること。

(2) 提出期限

令和9年2月26日

(3) 提出場所

〒231-8521 横浜市中区山下町1（シルクセンター内）

（公社）神奈川県観光協会 県事業推進部

個人情報保護に関する特記事項

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における県の機関及び受託者の義務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（個人情報の保有及び取得）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された外部記録媒体（外部記録媒体に記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された外部記録媒体を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された外部記録媒体に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、発注者から外部記録媒体の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

- 第12条 発注者から引き渡された外部記録媒体に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
 - 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じな

ればならない。

(漏えい等発生時の対応)

第 13 条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第 14 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(別紙様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

公益社団法人神奈川県観光協会会長 殿

(受注者)

所在地：

法人名：

代表者（職・氏名）： 印

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

契約名	かながわ観光連携エリアに係る繁体字圏向けプロモーション業務委託
契約年月日	
契約金額	
契約期間	
完了年月日	
特記事項	

※ 本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先記載の場合、代表者印の押印省略可能